五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

19 17・18　［略］

19 18　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式ウ、算式エ、算式オ及び算式カにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ウ

［｛（1／6）＋（5／6）×α｝×B×0.863＋｛（1／6）＋（5／6）×β｝×C×0.530］／A

算式ウの符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{11{,}005}$$

（a×1,000）／bに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{6{,}766}$$

（c×1,000）／dに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

算式エ

$$\frac{B \times 0.350}{A}$$

算式エの符号

する。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

19 20　［同上］

21 19　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式ウ、算式エ、算式オ及び算式カにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ウ

［｛（1／6）＋（5／6）×α｝×B×0.823＋｛（1／6）＋（5／6）×β｝×C×0.521］／A

算式ウの符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{10{,}668}$$

（a×1,000）／bに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{6{,}740}$$

（c×1,000）／dに整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

算式エ

$$\frac{B \times 0.345}{A}$$

算式エの符号